

虐待対応専門員（会計年度任用職員）募集要項

- 1 【職 種】 虐待対応専門員（会計年度任用職員）
- 2 【業務内容】 児童虐待及び子育て相談対応、児童虐待が認められる家庭への支援
関係機関との連携及び調整、家庭訪問、その他記録作成等の事務作業
- 3 【採用人数】 3人
- 4 【任用期間】 任用開始日から令和7年3月31日まで（令和6年度）
※任用開始日については採用後、相談により決定。また、勤務実績等によって、任用期間を更新することがあります。
- 5 【報 酬】 月額 225,975 円：精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師等
月額 220,542 円：看護師
月額 215,191 円：社会福祉士
月額 164,151 円：保育士
月額 160,940 円：教諭
※有する資格によって月額報酬は異なります。（令和6年度基準額）
通勤手当（上限55,000円）
賞与（4.5か月分）
※基準日前6か月の在職期間に応じた調整あり
各種社会保険制度あり（条件あり）
- 6 【勤 務 日】 月曜日から金曜日（うち週4日、29時間）
- 7 【勤務時間】 午前9時00分から午後5時00分まで
※時間外勤務あり
- 8 【休 日】 土曜日・日曜日・祝日
月曜日から金曜日までの間で指定する一日
年末年始、有給休暇・特別休暇（条件あり）
- 9 【勤 務 地】 茨木市駅前三丁目9番45号 おにクル2階
茨木市立こども支援センター こども相談グループ
- 10 【受験資格】 勤務地へ通勤可能で、次の要件をすべて満たす者
 - (1) 資格 別表に掲げる資格等を有する者（年齢不問）
 - (2) 職歴 ケースワーク及び相談対応業務経験者（特に児童虐待対応

等を経験した者優遇)

- (3) 一般的なパソコン操作（文書作成、表計算等）ができる者
- (4) 自転車の運転ができる者
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 11【選考方法】 1次 書類審査、論文考査
2次 面接審査 ※1次選考通過者にのみ実施

- 12【面接】 1次選考通過者にのみ個別で通知します。

- 13【申込締切】 令和7年3月31日まで
但し、求人が定員に達し次第、締め切ります。
《郵送及び持参にて受付》※郵送の場合、期限日必着

- 14【提出書類】 ①採用試験申込書（顔写真カラー添付）
②資格認定証の写し（別表に掲げる資格等）
③小論文（自己アピール）
テーマ「ケースワークを含む相談対応を経験した中で、あなたの長所や活かすことのできる特技や能力について」エピソードを交えて記述してください。

（600字以上1000字以内）様式は自由

※小論文に関しては、個人情報を含まず記述してください。また、必ずワープロまたはボールペン書きで提出してください。（フリクション等の文字が消去できる筆記用具の使用は不可。）

※郵送については、送付記録の残る形で送付してください。

15【提出先】 〒567-0888

茨木市駅前三丁目9番45号 おにクル2階

茨木市立こども支援センター こども相談グループ

虐待対応専門員（会計年度任用職員）募集担当

16【連絡先】 茨木市立こども支援センター こども相談グループ

TEL（072）624-9301 担当：入江、山田、柿本

※土曜日、日曜日、祝日の対応は行っておりません。

※受付時間 午前9時から午後5時までとなります。

17【備考】 ①選考結果は合否にかかわらず、郵便により書面にて通知します。

②合否の問い合わせには応じられません。

③「虐待対応専門員（会計年度任用職員）採用試験申込書」は茨木市のホームページ

（<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>）からダウンロード、またはおにクル2階茨木市立こども支援センターこども相談グループにて配布します。

④ 提出書類については返却いたしません。

⑤ その他、疑問点は上記連絡先にお問い合わせください。